

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（電波法施行規則第三十三条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>〔一〕～二 略〕</p> <p>三 施行規則第三十三条第八号の総務大臣が別に告示する簡易な操作は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕～五 略〕</p> <p>6 次に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作</p> <p>〔一〕～四 略〕</p> <p>(五) 無線設備規則第五十四条の四に規定する携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備であつて、電源を切断する操作</p> |
| 改正前 | <p>〔一〕～二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔一〕～五 同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>〔一〕～四 同上〕</p> <p>〔新規〕</p> |

備考 表中の「」の記載は注記である。